

(別紙) ガバナンスコードの適用状況

2025年6月30日現在

原則及び指針No.	原則及び指針の内容	当監査法人の対応状況	Comply
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		
1 - 1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当法人は、「監査及び会計の専門家として質の高い監査を提供し、財務情報の信頼性を確保することにより、企業の公正な事業活動、投資家及び債権者の保護を図り、もって社会の発展に貢献する」旨の法人理念を制定し、当法人ホームページや会社案内でも表明しています。 また、理事長は品質管理システムの整備運用に関する最終的な責任を負う立場から、監査品質を重視する旨のメッセージをすべての当法人の構成員に対し、定期的に発信しています。	Yes
1 - 2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当法人は、指針1-1に記載した法人理念の他、以下の4つの行動指針を制定しています。 ①私たちは、監査の品質を最優先事項とし、専門知識と実務経験に裏付けられた深度のある監査を通じて、企業統治および企業の持続的成長に貢献します。 ②私たちは、公正普遍の態度と職業的懐疑心を保持し、企業の事業リスクを常に注視し、公正かつ誠実に監査業務を行います。 ③私たちは、社員相互の信頼関係を基礎として、自由闊達な議論ができる組織風土のもと、様々な視点から議論を行い、実効的な組織運営に取り組みます。 ④私たちは、専門知識の向上及び実務経験の蓄積のため、日々自己研鑽に努めます。 また、法人理念及び行動指針は当法人ホームページや会社案内でも明示すると共に、すべての構成員に浸透するよう努めております。	Yes
1 - 3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・發揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	当法人では監査の品質を最優先事項とすることを行動指針としており、この行動指針を、当法人の構成員の評価、報酬等の人事に関する方針及び手続に反映させるようにしています。 また、法人内研修の実施や監査現場での業務を通して職業的懐疑心等や職業的専門家としての能力の保持・発揮に努めています。	Yes
1 - 4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当法人では、「自由闊達な議論ができる組織風土のもと、様々な視点から議論」を行うことを行動指針の一つとしてあげています。当法人の構成員は、職業的専門家として各人の得意分野をもっており、会計監査で発生した事項や課題について社員総会・理事会等の会議体や監査現場において、積極的に意見交換や議論などを行うことにより、知識の共有・課題解決等を図っています。	Yes

原則及び指針No.	原則及び指針の内容	当監査法人の対応状況	Comply
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	非監査業務に関しては、その受嘱の方針及び手続きを定めていますが、積極的に受嘱する方針とはしていません。ただし、クライアントからの依頼があれば、当法人の社員・専門職員の職業的専門家として各人の得意分野を考慮して、業務内容、人材確保の状況、独立性等を検討し、非監査業務の受嘱の可否を慎重に判断しています。 また、当法人では、利益相反や独立性に問題がなく、監査業務に支障がないことを条件に、自己の専門知識・実務経験を高めることに有効であることから、兼業・副業を認めています。利益相反や独立性の問題に関しては、当法人の方針及び手続を設定し社員総会で審議・承認を行う等、法令や職業倫理上の問題が発生しないよう取り組みを行っています。	Yes
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	当法人は、グローバルネットワークには加盟しておりません。また、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグローバル経営も行っていません。	N/A
原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。		
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当法人は、社員総会において経営の基本方針等を決定し、実際の業務運営に関する検討・決定は理事会において行っています。そして各業務を適切に管理、実行するために、理事会の下に品質管理部（監査の品質管理）、監査部（監査業務の運営管理）、審査委員会、業務部（総務・経理）を設置しています。	Yes
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼしえるような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	当法人の組織体制としては、社員総会、理事会、品質管理部、監査部、審査委員会、業務部から構成されており、対処すべき事項の内容や重要性等により、適正な判断や問題解決が行われる体制となっています。重要な事項に関しては、理事会で審議したち、全社員が参加する社員総会で審議・決議を行う体制とされています。また、意思決定の過程において、独立性を有する第三者の知見・意見も活用しています。 当法人では、監査契約受嘱から監査意見形成までの監査の実施過程において経営環境を含め、被監査会社の状況の分析・検討を行うとともに、経営者及び監査役等と適宜ディスカッション等を行い、経営環境や監査上の重要事項等について意見交換を行っています。	Yes

原則及び指針No.	原則及び指針の内容	当監査法人の対応状況	Comply
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備 	<p>当法人では、定期的に社内研修を実施するほか、監査現場での業務執行社員による調書レビュー・助言等、監査チームのミーティングでの情報共有・議論を通じて、法人の構成員の能力の向上・発揮をはかっています。</p> <p>また、当法人は、構成員の評価に関しては監査の品質を最優先事項として、職業的専門家としての能力の評価をすることとしています。</p> <p>当法人では、全ての社員・専門職員に当法人の情報セキュリティポリシーに適合したPCを貸与し、PCのデータレス化、情報システムへのアクセス管理、情報流出防止ツールの導入等を行い、監査業務を実施しております。ITテクノロジーの進化に応じて、監査業務に有効なテクノロジーの導入・活用を図っていく方針です。</p>	
2 - 3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	当法人において経営上の重要事項を決定するり理事会は、監査の実務経験のほか、上場会社の社外役員経験、税務業務、コンサルティング業務、会社経営の経験など、多様な実務経験を有する社員により構成されており、組織的な運営のための機能が十分に確保される体制としております。	Yes
原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。		
3 - 1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	<p>当法人は、経営機能の実効性を確保するために、当法人の経営から独立性を有する第三者として公認会計士1名を選任しています。独立性を有する第三者は、当法人の意思決定機関である社員総会と毎月の理事会に参加しています。当法人として、独立性を有する第三者に期待する役割は以下の通りです。</p> <p>1) 当法人の経営機能の実効性を監督・評価および支援する役割 2) 資本市場の参加者としての視点から、監査法人に求められる運営や実効性向上についての助言や提言 3) 当法人社員の選任・退任の決定過程への関与 4) 内部や外部からの通報について、伝えられた情報の検証や活用状況の評価への関与</p>	Yes
3 - 2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	指針3-1参照	Yes
3 - 3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 	指針3-1参照	Yes

原則及び指針No.	原則及び指針の内容	当監査法人の対応状況	Comply
	<ul style="list-style-type: none"> ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 		
3－4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	独立性を有する第三者には、毎月開催される理事会に出席するにあたり、当法人が期待する役割を適切に発揮できるよう、当法人の社員である理事と同様の情報の提供を行い、情報共有をはかっております。当法人の規模から、独立性を有する第三者を補佐する事務局は設置していません。	Yes
原則4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。		
4－1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当法人では、理事会及び品質管理部会を毎月開催しており、理事及び品質管理部所属の社員から、監査現場で生じている重要事項について報告をうける体制としています。理事会において、報告された事項について議論及び必要な対応等を決定し、必要事項を法人の構成員へ社内掲示版・電子メールにより伝達し、監査チーム内のミーティング等において、情報共有・意見交換・議論を行っております。	Yes
4－2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮するために、法人における人材育成・人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	指針2-2において記載した人材育成・人事管理・評価に係る体制について、当法人の方針等を作成し運用しております。法人の構成員の評価に際しては、構成員に期待される役割と監査業務の実施状況等を考慮して、職業的専門家として深度ある監査を実施できたかを評価しております。	Yes
4－3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	<p>監査チームの編成には、被監査会社の事業の内容・複雑さ、監査の実務経験、専門知識の程度にもとづいて、構成員の配置をおこなっています。</p> <p>指針1-5 参照</p> <p>指針4-2 参照</p> <p>当法人では、法人内の研修を定期的に実施するほか、構成員の能力開発の機会として、専門知識の習得や多様な実務経験を積む観点から、監査業務の実施状況を考慮したうえで兼業・副業を認めています。</p>	Yes
4－4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場	当法人では、監査の実施過程において、経営環境の分析、監査リスクの評価、実施した監査手続から生じた発見事項・検討事項等を踏まえ、経営者及び監査役等と深度ある意見交換に努めており	

原則及び指針No.	原則及び指針の内容	当監査法人の対応状況	Comply
4－4	における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	ます。また監査の現場においても、監査実施において生じた疑問や検討事項等について、被監査会社の適切な役員・従業員と意見交換・議論を行っています。	Yes
4－5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	当法人内部及び外部からの通報に関する方針や手続きを整備し、通報窓口をホームページ上に設けています。通報により入手された情報については、法人内の規程に従い処理を行い、通報者が通報したことによって不利な扱いとなるようなことがないよう細心の注意を図ることとしています。	Yes
原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。		
5－1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	本報告書のほか、当法人ホームページや日本公認会計士協会の登録上場会社等監査人情報が掲載されたウェブサイトを利用して情報を発信しています。	Yes
5－2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・監査法人における品質管理システムの状況 ・経営機関等の構成や役割 ・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 	<p>指針5－1参照</p> <p>指針1-1、指針1-2、及び指針5－1参照</p> <p>指針5－1参照</p> <p>当法人では、監査の品質管理システムの適切な整備・運用のため、監査の品質管理システムに係る品質目標を設定し、品質目標の達成を阻害するリスク（品質リスク）の識別・評価、品質リスクに対処するための対応等を行い、そしてこれらの品質管理活動のモニタリングを実施しております。また、当法人の品質管理システムについては、「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性を確認するためのガイドライン」の要件を満たすよう整備運用しております。</p> <p>指針2－1 参照</p> <p>指針3－1 参照</p>	Yes

原則及び指針No.	原則及び指針の内容	当監査法人の対応状況	Comply
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ 対策を含む。） ・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>指針 1－5 参照</p> <p>指針2－2参照。 サイバー攻撃による被害を防止するための手続を定めた上で、サイバー攻撃による被害防止の訓練を継続的に実施しております。</p> <p>当法人の構成員の採用に関しては、当法人の規模・人材育成体制を考慮し、監査実務の充分な経験がある公認会計士を採用する方針です。従って、法人内の研修制度では、監査現場で実際に業務を行う上で必要となる実践的な内容の研修を行っています。</p> <p>現状において、報酬依存度が15%を超える被監査会社は無く、財務基盤は特定の被監査会社に依存していません。</p> <p>当法人では、当監査品質の向上に向けた取組みの実効性評価に関して、当期に実施する品質管理システムのモニタリング活動及び改善プロセスの結果を、理事会に報告して議論・検討を行います。理事会での議論において、独立性を有する第三者から監査品質の向上にむけた取組状況に関して、意見・助言を受けております。</p>	
5－3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<p>当法人はグローバルネットワークに加盟していません。また、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営をおこなっていません。</p>	N/A

原則及び指針No.	原則及び指針の内容	当監査法人の対応状況	Comply
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	当法人は、監査実施の過程において経営者・監査役とのコミュニケーションを行い、被監査会社との意見交換を行っております。株主、その他の資本市場参加者等との意見交換については、日本公認会計士協会の「上場会社の監査を担う中小監査事務所のトップメッセージサイト」及び当法人ホームページにおいて、「監査品質向上に向けた取組み」に関するメッセージ動画を掲載しております。 また、独立性を有する第三者から、理事会での議論に際して、監査品質向上に向けた取組みについて意見・助言等を受けております。	Yes
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	当法人では、監査品質向上に向けた取組など品質管理システムの整備運用状況の評価を年一回実施し、理事会に対して評価結果・改善状況を、本原則の適用状況とあわせて報告しております。また、独立性を有する第三者から、理事会での議論に際して、監査品質向上に向けた取組みの実効性について意見・助言等を受けております。	Yes
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	指針5-4及び指針5-5について、社員総会及び理事会に報告し議論を行い、組織的な運営の改善に向け活用しています。	Yes